

IFRS News

December 2009

special edition

「 Grant Thornton International は金融商品の会計処理の複雑さを軽減するIASBの取り組みを歓迎しており、IFRS第9号はIAS第39号の改訂プロジェクトが絶好のスタートを切ったことを表していると考えています。

残念ながら、IAS第39号の改訂を速め、そのプロジェクトを様々な段階に分けることで、適用に関する問題が生じるリスクは高くなり、修正の増加につながります。このことを考慮し、企業は現在、IFRS第9号を早期に適用するか、または当面、IAS第39号の既存の要件を遵守するかについて検討する必要があります。そのプロセスにおいて本IFRSニュース特別版が役立つことを期待しております。」

Andrew Watchman

インターナショナル・ファイナンシャル・レポーティング担当
エグゼクティブ・ディレクター



IFRS第9号「金融商品」

IFRS第9号「金融商品」(IFRS第9号)は金融資産の分類および測定を扱い、金融商品に関する現行基準、IAS第39号を改訂する国際会計基準審議会(IASB)のプロジェクトの第1段階の完了を表します。IFRS第9号は、金融資産のカテゴリーを減らし、その分類への原則ベースのアプローチを設けることで、金融商品の会計処理の複雑さを軽減することを意図しています。

IASBの金融商品に関する基準の見直しは、非常に注目を集め、厳しい視線にさらされています。IASBはIAS第39号および金融危機の発生におけるその役割に関する幅広い批判に速やかに対応せざるを得ないと感じています。

IASBは2009年11月12日にIFRS第9号を発行し、2009年12月に終了する会計年度に企業が新基準を早期適用できるよう相当な取り組みを行ってきています。新基準の早期適用を望まない企業は、2013年1月1日からの適用が求められます。

本IFRSニュース特別版では、新基準およびその採用による恩恵と課題をお伝えします。

新基準について

体系

IFRS第9号は、非常に大規模なプロジェクトで、IAS第39号「金融商品：認識および測定」全体を最終的に改訂することを目的としています。2009年度までに最も重要な構成要素を提供するため、IASBはこのプロジェクトを3つの別個の段階に分けることにしました。IFRS第9号の発行で第1段階は完了となります。

第1段階では、IFRS第9号は金融資産の分類および測定に関連する章のみで構成されます。プロジェクトの各段階の完了時に新しい章が付け加えられます。

IASBのIAS第39号改訂プロジェクトの3段階

- ・ 第1段階:分類および測定
- ・ 第2段階:減損の測定方法—公開草案「償却原価および減損」は2009年11月5日に発行されました。
- ・ 第3段階:ヘッジ会計

上記の3段階に加えて、IASBはプロジェクトの一環として認識の中止(公開草案は2009年4月に発行されています)と金融負債に関連する問題を検討しています。当初、金融負債はプロジェクトの第1段階で扱われることが意図されていました。しかしながら、金融負債の測定に関連する「自己の信用リスク」をどのように取り扱うべきかという問題には非常に論議が多いことから、IASBはプロジェクトのこの部分の解決についてさらに時間が必要であると判断しました。

IAS第39号の改訂の予定表

	2009年 第4四半期	2010年 第1四半期	2010年 第2四半期	2010年 第3四半期	2010年 第4四半期
IAS第39号の改訂					
第1段階:分類および測定	IFRSの発行				
第2段階:減損	公開草案の発行				IFRSの発行を 予定
第3段階:ヘッジ会計		公開草案の 発行を予定		FRSの発行を 予定	
関連プロジェクト					
認識の中止				IFRSの発行を 予定	
公正価値の測定指針			IFRSの発行を 予定		
連結			IFRSの発行を 予定		

IAS第39号と比較しての簡略化事項

	IFRS第9号での取り扱い	IAS第39号での取り扱い
測定分類	2つのカテゴリ： ・ 公正価値 ・ 償却原価	4つのカテゴリ： ・ 損益を通じた公正価値 ・ 満期保有 ・ 償却原価 ・ 売却可能
減損	・ 1つの減損方法	以下の金融資産ごとに様々な減損方法が適用される： ・ 償却原価で計上される金融資産 ・ 原価で計上される金融資産 ・ 売却可能金融資産
組込デリバティブ	・ IFRS第9号の範囲内の主契約に関しては、IFRS第9号の適用要件が混合（ハイブリッド）商品全体に適用される。	・ 複雑な規則に基づいて、組込デリバティブを主契約から分ける必要があるか決定される。

米国はどうしているのか？

財務報告の危機以降、米国財務会計基準審議会も金融商品の会計処理に関する要件を改訂することを確約しています。しかしIASBと異なり、改訂プロジェクトを複数の段階に分けてはいません。その代わりに、2010年第1四半期に提案を含む包括的な公開草案を発行する予定です。現在の状況では、2つの審議会は多数の分野で見解が異なっています。しかし、両審議会は見解の差異を再検討し、いずれ同様の解答に到達するための追加的な措置を採ることも決議しています。



分類および測定

分類

IFRS第9号は以下に基づき、償却原価もしくは公正価値のいずれかで金融資産を分類することを企業に求めています。

- a) 金融資産の運用に関する企業のビジネスモデル
- b) 金融資産の契約上のキャッシュフローの特性。ただし、企業が損益計算書を通じて公正価値で金融資産を表示することにした場合はこの限りではありません(ボックスを参照のこと)。

償却原価の分類

IFRS第9号は、以下の場合に金融資産を償却原価で分類することを求めています。

- ・ 企業のビジネスモデルの目的が、契約上のキャッシュフローを回収するために金融資産を保有することである場合
- ・ 金融資産の契約条件により、元本および利息の支払いに関するキャッシュフローのみが指定された日に生じる場合

企業の「ビジネスモデル」

金融資産の運用に関する企業のビジネスモデルは、

- ・ 企業の主要なマネジメントにより決定されます。
- ・ 個別の商品に関するマネジメントの意思に左右されません(より高いレベルの集約単位に基づきます)。

企業は金融商品の運用に関して、複数のビジネスモデルを持っている場合があります。企業のビジネスモデルの変更は、非常に少ないと考えられています。

償却原価の要件を満たす商品の例*

- ・ キャッシュフローが完全に一定である場合、または金利が変動金利もしくは固定金利と変動金利を組み合わせた金融商品で、約定満期日のあるもの
- ・ 元本と利息が商品の発行通貨のインフレ指数に(非レバレッジ・ベースで)リンクする債券で、約定満期日のあるもの
- ・ 借り手が市場金利を継続的に選択できる変動金利型金融商品で、約定満期日のあるもの
- ・ 上限にしたがって変動市場金利を支払う債券で、約定満期日のあるもの
- ・ 担保により保護されているフルリコースローン(遡及型ローン)

* 企業のビジネスモデルの目的が契約上のキャッシュフローを集めるために金融商品を保有することであることを想定しています。

償却原価の要件を満たさない商品の例

- ・ 転換社債
- ・ 逆変動金利を支払うローン

損益計算書を通じて公正価値で金融資産を表示する選択肢

IFRS第9号はIAS第39号の「公正価値オプション」、すなわちいくつかの状況で損益計算書を通じて公正価値で金融資産を表示する選択肢、の修正を含みます。

企業は当初認識時、それまで償却原価で測定されていた金融資産を損益計算書を通じて公正価値で測定される金融資産として認識することができます。ただし、こうした認識に関しては、企業はそうしなかった場合に発生するであろう「会計上のミスマッチ」を取り除く、または大幅に削減する場合にのみ実施できます。

他の金融商品の公正価値

金融資産が償却原価の分類の基準を満たさない場合、公正価値で測定されます。

すなわち、契約上のキャッシュフローが元本と利息の支払いに関するもののみであるという条件が満たされない場合、もしくは企業のビジネスモデルの目的が契約上のキャッシュフローを回収する金融資産を保有することではない場合、その資産は公正価値で測定しなければなりません。

非上場株式への投資

IAS第39号と異なり、IFRS第9号では相場価格がなく、かつ公正価値を確実に測定できない場合、株式への投資を取得原価で測定することはできません。

IFRS第9号は株式への投資を公正価値で測定することを求めています。限られた状況においてのみ、取得原価を公正価値の適切な見積額とすることができるとしています。IFRS第9号には、取得原価が公正価値の表示とならない指標の一覧が記載されています。

組込デリバティブ

IFRS第9号は、主契約がIFRS第9号の範囲内である場合に、ハイブリッド契約の中の組込デリバティブを分ける要件を排除しています。その代わりに、IFRS第9号の分類要件が混合（もしくはハイブリッド）商品全体に適用されます。したがって、混合（もしくはハイブリッド）商品全体が多くの場合、公正価値に分類されます。

組込デリバティブを含む現物の金融商品がIFRS第9号の範囲外である場合（金融債務、または商品もしくはサービスを売買する大半の契約など）、IAS第39号の既存の要件は組込デリバティブを分離しなければならないか判断するために引き続き適用されます。

公正価値での資産の損益

IFRS第9号のデフォルト要件では、公正価値で測定され、ヘッジ関係の一部ではない金融資産の損益は損益計算書に表示されることになっています。

株式投資の損益をその他の包括利益で表示する選択

企業は当初認識の際、売買目的で保有しない株式への投資の公正価値のその後の変動をその他の包括利益で表示する変更不能の選択を行うことができます。その他の包括利益に計上された金額はその後、損益に振り替えられません（「リサイクリング」と呼ばれることもあります）。しかし累計損益が純資産の中で振り替えられることはあります。

この選択が行われた場合でも、配当は引き続き損益で認識されます。ただし、配当が明らかに投資の取得原価の一部の回収である場合はこの限りではありません。

減損

金融商品のカテゴリー数を2つに削減することで、必要な減損の方法は1つだけになりました。公正価値で保有される金融資産に関する損益はすべて、損益もしくはその他の包括利益のいずれかで表示されます。したがって、減損に関してこうした金融資産を評価する必要はありません。よって、減損の要件は償却原価で測定される金融資産にのみ適用されます。これはIAS第39号の単独の要件と対照的です。IAS第39号では、測定のカテゴリー数が多く、様々な減損の要件が必要でした。

再分類

IFRS第9号は、企業が自らの金融資産の運用に関するビジネスモデルを変更する場合にのみ、金融資産を再分類することを求めています。

IFRS第9号は、金融商品の運用に関する企業のビジネスモデルの変更は非常に少ないと考えられることを明示しています。

以下はビジネスモデルの変更ではありません：

- ・ 特定の金融資産に関連する意思の変更
- ・ 金融資産に関する特定市場の一時的な消失
- ・ 様々なビジネスモデルを持つ企業の部門間の金融資産の移転

特定の金融資産に対するIFRS第9号の影響

商品	IAS第39号に基づく取り扱い	IFRS第9号に基づく今後の取り扱い
活発な市場で値付けされる債券	公正価値 (損益もしくはその他の包括利益のいずれかを通じて)。ただし、企業に満期保有する意思および能力がある場合はこの限りではない。	償却原価の会計処理に該当する場合がある。
償却原価の分類に関するIFRS第9号の基準を満たさず、IAS第39号で「売却可能」と分類される債券	その他の包括利益を通じた公正価値	損益を通じた公正価値
ローンの条件から元本および利息の支払い以外のキャッシュフローが生じ、元本および利息の支払いと異なる方法でそのキャッシュフローが制限される資産担保証券	償却原価もしくは公正価値 (損益もしくはその他の包括利益を通じて)	損益を通じた公正価値
市場価格がなく、かつ公正価値が確実に測定できない場合の株式への投資	取得原価	公正価値

発効日および移行

発効日

IFRS第9号は2013年1月1日以降に開始する会計年度に有効で、早期適用が認められています。政治的要望などに応じて、IASBは企業が2009年12月31日に終了する会計年度の財務諸表にIFRS第9号を採用することができるようにIAS第39号の改訂予定を前倒しました。これにしたがって、IFRS第9号は複雑な移行規則を設けています。

移行

IFRS第9号の移行規則は複雑です。要約すると、主な要件は以下の通りです。

- IFRS第9号は、一定の移行規定にしたがって遡及的に適用することが求められます。移行規定の適用では、最初の適用日(企業がIFRS第9号の要件を最初に適用する日)を定めることが必要です。
- 移行規則では、IFRS第9号の分類要件(金融資産を公正価値もしくは償却原価で分類するか決定する)の適用は最初の適用日の事実や実情に基づきます。その結果としての分類は遡及的に適用されます。
- 移行規則はまた、企業が2012年1月1日より前に始まる会計期間にIFRS第9号を採用する場合、過去の会計期間について修正する必要はないとしています。2012年1月1日より前に始まる会計期間にIFRS第9号を採用する場合、企業は最初に適用する会計期間の期首の利益剰余金を調整します。

EUは、欧州企業のIFRS第9号の早期適用はないと言及しています。

少なくとも当面、欧州連合(EU)の企業はIFRS第9号を早期に適用することはできないでしょう。欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)は「金融商品の会計処理を改善するIASBプロジェクトの結果を考慮することにもっと時間をかけるべきである」と指摘し、現段階でEUに対してIFRS第9号の承認を勧告しないことにしました。

EUは12月に終了する会計年度にIAS第39号の変更を準備するよう圧力を行使し、EFRAGはIFRS第9号を承認すべきであると当初独自に勧告していたにも関わらず、こうした動きが出て来ました。IFRS第9号の承認に関する最終的な決定は、次期の欧州委員会に委ねられるでしょう。現在の欧州委員会の委員は2010年初めまでに任期を終了します。欧州企業がIFRS第9号を早期に適用することができるのは、EUでの利用が承認されている場合だけです。

今回の決定は一部の欧州企業には歓迎されていません。こうした企業は、IFRS第9号を速やかに採用できるEU域外の企業と比べて競争上不利に置かれることを懸念しています。大手企業のなかには、財務諸表に「プロフォーマ」情報としてIFRS第9号の規則を利用できるとまで指摘してきたものもいます。

最初の適用日

最初の適用日の決定は、企業のIFRS第9号の適用が2011年1月1日以前か、あるいは以後かに左右されます。

- 2011年1月1日より前のIFRS第9号の採用—最初の適用日はIFRS第9号の発行(2009年11月12日)から2010年12月31日までのいずれかの日になります。
- 2011年1月1日以降のIFRS第9号の採用—最初の適用日は適用される最初の会計期間の開始日になります。

早期適用のメリットとデメリット

メリット

- ・ 測定カテゴリーが2つだけとなる結果、金融資産の会計処理の複雑さが軽減
- ・ 金融資産を運用する企業のビジネスモデルと会計処理を調整する能力の向上
- ・ 当初採用時(すべての条件が満たされると想定)に金融資産を再分類する(一時的な)機会の発生
- ・ 考慮する必要がある一連の減損規則は1つのみで、株式への投資に関する別の減損評価(もしくは損失)はない
- ・ 組込デリバティブを含む金融商品の会計処理および評価の簡略化
- ・ 早期適用者の最初の適用日に関する柔軟性の向上

デメリット

- ・ IAS第39号の範囲内ですべての商品の区分を再評価する必要性、企業が評価を完了し、システムの変更を実施する時間的制約
- ・ 金融商品を継続的に再分類する能力的制約
- ・ 残りの段階が完了するまで、IASBの見直しの全体的な影響の評価は不能
- ・ 米国会計基準とのコンバージェンスと残りの段階での決定の結果としてIFRS第9号が変更される可能性
- ・ IFRS第9号の要件が既存のヘッジ会計の意図と矛盾する場合の会計上のミスマッチの生じる可能性。



www.gti.org

© 2010 Grant Thornton Taiyo ASG . All right reserved.

グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッド(グラント・ソントン・インターナショナル)とメンバー・ファームは、世界的なパートナーシップ関係にはありません。各種サービスはメンバー・ファームが独自に提供しています。